

PAL

連合会だより



薩摩切子(写真協力:公益社団法人鹿児島県観光連盟)

PALひろば
“共済”南北
今回は
鹿児島県

主要項目

平成30年度事業計画及び予算の概要

年金払い退職給付に係る財政状況(平成28年度末)について

地方公務員共済組合等に係る
地方公共団体の負担金等の財源措置について

平成30年度以降において地方公共団体等が
負担すべき追加費用等について

地方公務員等共済組合法施行令及び平成29年度における
旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率
の改定に関する政令の一部を改正する政令等の施行について



地方公務員共済組合連合会
Pension Fund Association for Local Government Officials



連合会だより

2018

No. 202

May

CONTENTS

主要項目

3 平成30年度事業計画及び予算の概要

総務部総務課

11 年金払い退職給付に係る財政状況
(平成28年度末)について

年金業務部数理課

12 地方公務員共済組合等に係る
地方公共団体の負担金等の財源措置について

総務省

14 平成30年度以降において地方公共団体等が
負担すべき追加費用等について

総務省

22 地方公務員等共済組合法施行令及び平成29年度
における旧地方公務員等共済組合法による退職
年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の
一部を改正する政令等の施行について

総務省

宿泊施設の
紹介

30 マリンパレスかごしま

鹿児島県市町村職員共済組合

PALひろば
“共済”南北
161

31 維新のふるさと鹿児島

鹿児島県市町村職員共済組合

24 厚生年金制度等の日誌

厚生年金制度に関連した法律等の改正状況
公的年金制度に関連した会議等の開催状況

25 業務等の状況

会議開催状況/会議開催予定

26 人事異動

主要項目

平成30年度事業計画及び予算の概要

【総務部総務課】

はじめに

地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、すべての地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るための事業を行うことを目的としています。

連合会は、退職等年金給付に係る付与率等の算定、実施機関積立金、退職等年金給付組合積立金及び地方の組合の経過的長期給付組合積立金の運用状況の管理、厚生年金保険給付調整積立金、退職等年金給付調整積立金及び地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用、厚生年金拠出金・交付金の納付及び交付、各実施機関との情報交換及び連絡調整、国家公務員共済組合連合会との財政調整、基礎年金拠出金・交付金の納付及び交付、各組合から預託された業務上の余裕金の運用、年金事務機械処理標準システム、情報共有化システム、地方公務員共済組合番号システム及び年金払い退職給付システム等年金業務に関連するシステムの開発・管理、基礎年金支払代行に係る業務、厚生年金拠出金等に要する資金、退職等年金給付に要する資金及び地方の組合の経過的長期給付に要する資金の交付、年金から特別徴収した保険料等の市区町村に対する納入、などの事業を行ってきたところであり、引き続きこれらの事業を適切に推進します。

社会保障・税番号制度については、日本年金機構等と併せて平成31年1月から開始予定の情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携（情報照会）に向けて、地方公務員共済組合番号システムの改修等適切に対処するものとします。

平成29年12月末現在の連合会の積立金は、厚生年金保険給付調整積立金で9兆5,447億円、退職等年金給付調整積立金で268億円、経過的長期給付調整積立金で10兆31億円の規模となっています。積立金の運用については、将来の年金財政に大きな影響を及ぼすものであり、経済状況の分析、分散投資及びリスク分析などにより、運用とリスク管理の両面から安全かつ効率的な資金運用を図るものとします。

また、組合の請求に基づき、厚生年金拠出金等に要する資金等が不足すると認められる組合に対し、必要な資金を交付するものとします。

主要項目

平成30年度事業計画及び予算の概要

総括

1 連合会を組織する組合の数及び組合員の数

(1) 組合の数	64組合
(2) 組合員の数	2,847千人
地方職員共済組合	311,000人
公立学校共済組合	944,000人
警察共済組合	300,000人
東京都職員共済組合	123,000人
すべての指定都市職員共済組合 及びすべての市町村職員共済組合	1,169,000人
合計	2,847,000人

2 連合会の役員及び職員の数

(1) 役員	理事長1人、理事8人、監事3人 計12人
(2) 職員	72人

厚生年金保険給付調整経理

収支の予定

1. 収入 **160,167,968 千円**
(590,353,497 千円)

- ア 国家公務員共済組合法第 102 条の 2 及び第 102 条の 3 の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金 104,035,228 千円を見込むものとする。
- イ 資金の運用による信託の運用益 56,132,740 千円を見込むものとする。

2. 支出 **199,482,603 千円**
(166,659,203 千円)

- ア 厚生年金保険法第 84 条の 5 の規定に基づき、当連合会が年金特別会計に対して拠出する厚生年金拠出金のうち当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金 172,013,014 千円を見込むものとする。
- イ 法第 38 条の 8 第 3 項の規定に基づき、厚生年金拠出金等に要する資金が不足すると認められる組合に対し交付する、組合交付金 25,229,000 千円を見込むものとする。
- ウ 地方公務員等共済組合法施行規則（以下「施行規則」という。）第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 2,240,589 千円を見込むものとする。

3. 収支損益

収入総額 **160,167,968 千円**
支出総額 **199,482,603 千円**
当期損失金 **39,314,635 千円**

当期損失金は、期首厚生年金保険給付調整積立金見込額 9,747,934,574 千円から差し引くこととし、翌年度へ繰り越す厚生年金保険給付調整積立金は、9,708,619,939 千円となる見込みである。

退職等年金給付調整経理

収支の予定

1. 収入 **14,272,264 千円**
(13,869,415 千円)

- ア 国家公務員共済組合法第 102 条の 2 及び第 102 条の 3 の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金 535,733 千円を見込むものとする。
- イ 法第 38 条の 8 の 2 第 2 項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金 13,625,601 千円を見込むものとする。
- ウ 資金の運用による信託の運用益 110,930 千円を見込むものとする。

2. 支出 **422,963 千円**
(190,489 千円)

施行規則第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 422,963 千円を見込むものとする。

3. 収支損益

収入総額 **14,272,264 千円**
支出総額 **422,963 千円**
当期利益金 **13,849,301 千円**

当期利益金は、期首退職等年金給付調整積立金見込額 33,594,893 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す退職等年金給付調整積立金は、47,444,193 千円となる見込みである。

(注) () 書きの数値は、平成29年度推計額である。

経過的長期給付調整経理

収支の予定

1. 収入	57,274,286 千円 (456,607,167 千円)
-------	-----------------------------------

ア 資金の運用による利息及び配当金 584,209 千円を見込むものとする。

イ 資金の運用による信託の運用益 56,690,077 千円を見込むものとする。

2. 支出	42,393,913 千円 (68,541,609 千円)
-------	----------------------------------

ア 一元化法附則第 75 条の 3 において準用する法第 38 条の 8 の 2 第 3 項の規定に基づき、地方の組合の経過的長期給付に要する資金が不足していると認められる組合に対し交付する、組合交付金 42,169,000 千円を見込むものとする。

イ 施行規則附則第 4 条の 2 第 3 項において準用する施行規則第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 224,913 千円を見込むものとする。

3. 収支損益	
収入総額	57,274,286 千円
支出総額	42,393,913 千円
当期利益金	14,880,373 千円

当期利益金は、期首経過的長期給付調整積立金見込額 10,154,019,846 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す経過的長期給付調整積立金は、10,168,900,219 千円となる見込みである。

厚生年金拠出金経理

収支の予定

1. 収入	6,402,067,604 千円 (6,537,292,481 千円)
-------	----------------------------------------

厚生年金保険法第 84 条の 5 及び第 84 条の 7 の規定に基づき各組合及び当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金並びに同法第 84 条の 3 の規定に基づき年金特別会計から交付される厚生年金交付金を見込むものとする。

ア 厚生年金拠出金負担金	3,089,636,443 千円
イ 厚生年金交付金	3,312,431,161 千円

2. 支出	6,402,067,604 千円 (6,537,292,481 千円)
-------	----------------------------------------

厚生年金保険法第 84 条の 5 の規定に基づき年金特別会計へ納付する厚生年金拠出金及び同法第 84 条の 4 の規定に基づき各組合へ交付する厚生年金交付金支払金を見込むものとする。

ア 厚生年金拠出金	3,089,636,443 千円
イ 厚生年金交付金支払金	3,312,431,161 千円

3. 収支損益	
収入総額	6,402,067,604 千円
支出総額	6,402,067,604 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

(注) () 書きの数値は、平成 29 年度推計額である。

基礎年金拠出金経理

収支の予定

1. 収入	1,493,077,565 千円 (1,497,964,347 千円)
-------	----------------------------------------

国民年金法第 94 条の 4 の規定に基づき各組合が負担する基礎年金拠出金負担金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 35 条第 2 項の規定に基づき年金特別会計から交付される基礎年金交付金を次のとおり見込むものとする。

ア 基礎年金拠出金負担金	1,398,532,683 千円
イ 基礎年金交付金	94,544,882 千円

2. 支出	1,493,077,565 千円 (1,497,964,347 千円)
-------	----------------------------------------

国民年金法第 94 条の 2 第 2 項の規定に基づき年金特別会計へ納付する基礎年金拠出金及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 60 条に規定される施行規則第 11 条の 15 第 1 項の規定に基づき各組合へ交付する基礎年金交付金支払金を次のとおり見込むものとする。

ア 基礎年金拠出金	1,398,532,683 千円
イ 基礎年金交付金支払金	94,544,882 千円

3. 収支損益	
収入総額	1,493,077,565 千円
支出総額	1,493,077,565 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

厚生年金保険預託経理

収支の予定

1. 収入	369,963 千円 (1,352,058 千円)
-------	------------------------------

地方公務員等共済組合法施行規程（以下「施行規程」という。）第 12 条の 3 の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる厚生年金保険給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益	369,963 千円 (1,352,058 千円)
--------	---------------------------

2. 支出	369,963 千円 (1,352,058 千円)
-------	------------------------------

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息	369,963 千円
------	------------

3. 収支損益	
収入総額	369,963 千円
支出総額	369,963 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

退職等年金預託経理

施行規程第 12 条の 3 の規定に基づく組合から連合会への退職等年金給付組合積立金等資金の預託については、見込まれないことから、予算を計上しない。

(注) () 書きの数値は、平成 29 年度推計額である。

経過的長期預託経理

収支の予定

1. 収入	405,469 千円 (1,474,507 千円)
-------	------------------------------

施行規程附則第 1 条の 3 において準用する施行規程第 12 条の 3 の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる経過的長期給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益	405,469 千円
--------	------------

2. 支出	405,469 千円 (1,474,507 千円)
-------	------------------------------

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息	405,469 千円
------	------------

3. 収支損益	
収入総額	405,469 千円
支出総額	405,469 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

介護保険経理

収支の予定

1. 収入	8,578,996 千円 (9,560,973 千円)
-------	--------------------------------

介護保険法第 137 条第 1 項の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 1 項の規定に基づき徴収するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料納入金	8,578,996 千円
----------	--------------

2. 支出	8,578,996 千円 (9,560,973 千円)
-------	--------------------------------

介護保険法第 137 条第 2 項の規定に基づき市区町村へ納入する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 2 項の規定に基づき納入するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料	8,578,996 千円
-------	--------------

3. 収支損益	
収入総額	8,578,996 千円
支出総額	8,578,996 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

(注) () 書きの数値は、平成29年度推計額である。

国民健康保険経理

収支の予定

1. 収入	74,730 千円 (74,967 千円)
-------	--------------------------

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法第 718 条の 4（同法第 718 条の 7 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税）納入金 74,730 千円

2. 支出	74,730 千円 (74,967 千円)
-------	--------------------------

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法施行令第 56 条の 89 の 10 の規定に基づき市区町村へ納入する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税） 74,730 千円

3. 収支損益	
収入総額	74,730 千円
支出総額	74,730 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

後期高齢者医療経理

収支の予定

1. 収入	10,573,118 千円 (12,639,922 千円)
-------	----------------------------------

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料納入金 10,573,118 千円

2. 支出	10,573,118 千円 (12,639,922 千円)
-------	----------------------------------

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき市区町村へ納入する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料 10,573,118 千円

3. 収支損益	
収入総額	10,573,118 千円
支出総額	10,573,118 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

(注) () 書きの数値は、平成 29 年度推計額である。

個人住民税経理

収支の予定

1. 収入	4,715,649 千円 (5,177,016 千円)
-------	--------------------------------

地方税法第 321 条の 7 の 6（同法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税納入金	4,715,649 千円
----------	--------------

2. 支出	4,715,649 千円 (5,177,016 千円)
-------	--------------------------------

地方税法施行令第 48 条の 9 の 18 の規定に基づき市区町村へ納入する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税	4,715,649 千円
-------	--------------

3. 収支損益

収入総額	4,715,649 千円
支出総額	4,715,649 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

業務経理

収支の予定

1. 収入	6,532,961 千円 (4,275,719 千円)
-------	--------------------------------

連合会の業務に要する経費に充てるため、組合分担金、利息及び配当金並びに厚生年金保険給付調整経理より繰入金等を次のとおり見込むものとする。

(1) 組合分担金	3,644,160 千円 (2,454,728 千円)
組合員 1 人当たり	1,280 円 (860 円)
(2) 利息及び配当金	336 千円 (377 千円)
(3) 厚生年金保険給付調整経理より繰入金	2,240,589 千円 (1,482,705 千円)
(4) 退職等年金給付調整経理より繰入金	422,963 千円 (190,489 千円)
(5) 経過的長期給付調整経理より繰入金	224,913 千円 (147,420 千円)

2. 支出	6,532,961 千円 (4,255,756 千円)
-------	--------------------------------

本年度の主な事業内容及びこれらに要する経費を次のとおり見込むものとする。

(1) 管理運営関係	
ア 会議関係	
(ア) 運営審議会	4 回 (4 回)
(イ) 役員会	4 回 (4 回)
(ウ) 監事会議	2 回 (2 回)
(工) 関係組合事務局長会議	2 回 (2 回)
イ 事務処理システムの管理	58,631 千円 (167,875 千円)
(2) 委託業務関係	
ア 年金事務機械化処理等	
(ア) 組合員等現況調査及び年金受給者生活実態調査	52,113 千円 (53,043 千円)
(イ) 基礎年金支払代行事務	105,377 千円 (130,726 千円)

(注) () 書きの数値は、平成 29 年度推計額である。

イ 標準システム等の開発・管理

(ア) 標準システム

739,369千円 (578,902千円)

(イ) 住民基本台帳ネットワーク利用システム

77,245千円 (116,555千円)

(ウ) 情報共有化システム

1,149,809千円 (551,766千円)

ウ 各種情報交換及び特別徴収業務

281,474千円 (189,351千円)

エ 社会保障・税番号制度関係業務

2,193,223千円 (924,944千円)

オ 長期給付額推計システムサーバ対応

145,511千円 (163,029千円)

カ 年金払い退職給付関連システム

69,681千円 (64,576千円)

キ システム開発等進捗管理等

183,959千円 (96,970千円)

(3) 調査研究事業関係

ア 組合職員研修事業

(ア) 年金事務担当者研修会及び年金制度説明会

3,140千円 (1,560千円)

(イ) 年金問題セミナー

1,340千円 (681千円)

イ 業務説明会等の開催

資金運用全国説明会

1,430千円 (1,168千円)

ウ 調査研究事業

(ア) 資金運用・年金制度に関する調査研究等

49,493千円 (41,997千円)

(イ) 資金運用委員会等

65,675千円 (28,831千円)

(ウ) リスク管理 65,797千円 (60,225千円)

(4) 普及事業関係

ア 広報誌の発行等 15,464千円 (16,903千円)

イ 現況届パンフレットの作成

3,545千円 (1,940千円)

ウ 年金払い退職給付に係る財政再計算に関するリーフレットの配布 14,850千円 (-千円)

3. 収支損益

(単位:千円)

科目	平成30年度(29年度推計)	
経常収益		
組合分担金	3,644,160	(2,454,728)
利息及び配当金	336	(377)
繰入金		
厚生年金保険給付調整経理より繰入	2,240,589	(1,482,705)
退職等年金給付調整経理より繰入	422,963	(190,489)
経過の長期給付調整経理より繰入	224,913	(147,420)
計	6,532,961	(4,275,719)
当期損失金		
当期損失金	-	(-)
合計	6,532,961	(4,275,719)
経常費用		
役員報酬・職員給与	752,445	(649,947)
旅費・事務費	27,670	(19,870)
委託費	5,113,745	(3,067,190)
賃借料	189,354	(174,749)
調査研究費	209,028	(150,946)
普及費	40,148	(23,721)
負担金	148,210	(128,402)
その他	52,361	(40,931)
計	6,532,961	(4,255,756)
当期利益金		
当期利益金	-	(19,963)
合計	6,532,961	(4,275,719)

(注)()書きの数値は、平成29年度推計額である。

年金払い退職給付に係る財政状況 (平成28年度末)について

【年金業務部数理課】

年金払い退職給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。年金払い退職給付制度の積立状況を把握するため、毎年、「財政検証」を実施しています。

財政検証では、国共済と地共済を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額（積立基準額）と実際の積立金額の比較を毎年行っています。

平成28年度末の財政検証結果は次のとおりです。

1 平成28年度末の年金財政状況

(単位:億円)

区分		国共済+地共済	国共済	地共済
積立基準額	A	5,686	1,550	4,137
積立金（簿価ベース）	B	5,698	1,588	4,110
剰余または不足	(B-A)	+ 12	+ 39	△ 27

(注)△は不足を表している。

「積立基準額」は平成28年度末に積み立てておくべき金額であり、国共済が1,550億円、地共済が4,137億円、合計で5,686億円となっています。一方、実際の「積立金」の額は簿価ベースで国共済が1,588億円、地共済は4,110億円、合計で5,698億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が39億円の剰余、地共済が27億円の不足、合計で12億円の剰余となりました。

なお、現在、地共済で計上されている不足については、将来、制度が成熟することにより発生する剰余等により解消される見通しとなっています。

2 財政再計算の要否

年金払い退職給付制度では、少なくとも5年に一度財政再計算を実施することとなっており、次回は平成30年度に実施する予定です。

これとは別に、毎年の財政検証時において、国共済と地共済の合計の積み立て不足額が一定の規模を上回る場合、臨時の財政再計算を実施することとなっています。

平成28年度末においては、国共済と地共済を合計すると、12億円の「剰余」となっていることから、臨時の財政再計算を実施しないこととなりました。

3 国共済と地共済との間の財政調整の実施

年金払い退職給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の5分の1（ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。）を拠出することとされています。

平成28年度末においては、国共済が39億円の「剰余」、地共済が27億円の「不足」の状態であったため、国共済から地共済へ平成30年度中に約5億円が拠出される予定です。

地方公務員共済組合等に係る 地方公共団体の負担金等の財源措置について

【総務省】

ご紹介

平成30年度地方財政計画において、地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源が措置されました。これに伴い、総務省は自治行政局公務員部福利課長名で「地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について」(平成30年3月29日付け総行福第111号)を各都道府県総務部長及び関係共済組合理事長あて通知しました。以下その内容を掲載します。

平成30年度における地方公務員共済組合等に対する地方公共団体の負担金等に係る財源措置については、下記のとおり措置されましたので通知します。

記

1. 地方公務員共済組合に対する負担金等

(1) 地方公共団体負担金

区分	都道府県 一般職	公立学校		警察		市町村 一般職	
		義務教育職	その他教育職	警察官	事務職		
長期	給料	128.6667%	114.3416%		141.0655%		126.7805%
	期末手当等	98.4495%					
	公経済(注1)	39.0%					
追加費用	47.6%	59.0%	35.9%	31.5%	28.0%	25.4%	
短期	給料	66.71%	59.23%		63.52%		71.88%
	短期+福祉(注2)	58.02%	51.72%		53.97%		62.91%
	育休介護手当金	0.04%	0.08%		0.04%		0.06%
	介護納付金	8.65%	7.43%		9.51%		8.65%
	特別財政調整	—	—		—		0.26%
	期末手当等	51.05%	51.00%		44.33%		55.82%
	短期+福祉(注2)	44.40%	44.54%		37.67%		48.85%
	育休介護手当金	0.03%	0.07%		0.03%		0.05%
	介護納付金	6.62%	6.39%		6.63%		6.72%
	特別財政調整	—	—		—		0.20%
特定健康診査及び 特定保健指導	304円/人	198円/人		329円/人		264円/人	
事務費	240円/人	240円/人		240円/人		別紙参照(P.13)	

(注) 上記の給料に係る負担金率及び期末手当等に係る負担金率は、地方財政措置上の率である。また、期末手当等に係る負担金率については標準報酬の月額及び標準期末手当等に係る負担金率と等しくなる。

(注1) 基礎年金拠出金等に係る公的負担分である。

(注2) 「特定健康診査及び特定保健指導」に係る財源措置額により算定した率を含む。

(2) 地方公共団体補助金(事務費として組合員1人当たり年額)

次のとおり。なお、いずれの金額にも、地方公務員共済組合連合会分担金として組合員1人当たり年額1,280円を含んでいる。

- ア 地方職員共済組合 8,710円
- イ 公立学校共済組合 6,440円
- ウ 警察共済組合 10,160円

主要項目

地方公務員共済組合等に係る
地方公共団体の負担金等の財源措置について

2. 地方議会議員共済会に対する負担金

区分	都道府県 議会議員	市議会議員	町村議会議員
事務費	議員1人当たり年額 18,293円	議員1人当たり 11,378円	議員1人当たり 13,129円
給付費	標準報酬月額 <u>20.4</u> 100	標準報酬月額 <u>38.2</u> 100	標準報酬月額 <u>38.2</u> 100

3. 職員厚生費

職員1人当たり年額

都道府県	6,045円
市町村	6,045円

4. その他

(1)生涯福祉施策関連負担金

(ライフプラン相談員の設置経費を含む。)

都道府県 13,300千円 市町村 872千円

(2)ライフプラン推進計画策定費用

都道府県 1,000千円(注) 市町村 400千円

(注)一般職員のほか警察、教育職員も含んでいる。

(別紙) 事務費負担金の組員1人当たり単価(平成30年度)

(単位:円)

組合	単価	組合	単価
指定都市	12,130	京都府	12,380
北海道	12,000	大阪府	11,800
青森県	12,200	兵庫県	12,000
岩手県	12,330	奈良県	12,360
宮城県	12,220	和歌山県	12,380
秋田県	12,340	鳥取県	12,890
山形県	12,290	島根県	12,580
福島県	12,150	岡山県	12,220
茨城県	12,100	広島県	12,220
栃木県	12,260	山口県	12,290
群馬県	12,180	徳島県	12,650
埼玉県	11,800	香川県	12,540
千葉県	11,800	愛媛県	12,330
東京都	12,070	高知県	12,560
神奈川県	12,040	福岡県	12,150
新潟県	12,110	佐賀県	12,670
富山県	12,400	長崎県	12,340
石川県	12,370	熊本県	12,180
福井県	12,630	大分県	12,430
山梨県	12,540	宮崎県	12,510
長野県	12,090	鹿児島県	12,220
岐阜県	12,150	沖縄県	12,380
静岡県	12,020	北海道都市	12,290
愛知県	12,130	仙台市	12,650
三重県	12,190	愛知県都市	12,090
滋賀県	12,290		

主要項目

地方公務員共済組合等に係る
地方公共団体の負担金等の財源措置について

平成30年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について

【総務省】

ご紹介

地方公共団体等が追加費用として負担すべき金額の基礎となる追加費用率及び地方公共団体の職員である組合員等に係る費用として地方公共団体が負担すべき金額の算定の基礎となる負担率が、平成30年3月30日に公示されました。

これに伴い、総務省は自治行政局長名で「告示の制定について」（平成30年3月30日付け総行福第112号）を各都道府県知事等あてに通知しました。

以下その内容を掲載します。

○ 総務省告示第 127 号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）附則第 73 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、昭和 48 年自治省告示第 72 号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 3 月 30 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和 37 年法律第 153 号。以下「施行法」という。）第 3 条の 5 並びに第 96 条第 1 項及び第 2 項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「一元化法」という。）附則第 75 条第 1 号の規定により、平成 29 年度以後の各年度における追加費用として、地方公共団体、地方公務員共済組合（以下「地共済組合」という。）、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、一元化法附則第 75 条の 2 第 1 項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の 4 月 1 日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額（地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）第 43 条第 1 項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（法第 3 条第 4 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が 2 以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（法第 141 条の 2 に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が 2 以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（法第 141 条の 3 に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が 2 以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第 141 条の 4 に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が 2 以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一

般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。)及び当該地
共済組合の組合役職員(法第141条第1項に規定する組合役職員をいう。以下同じ。)又は全国市町村職員共済組合連合会若しく
は地方公務員共済組合連合会の連合会役職員(法第141条第2項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。)である組合員の標
準報酬月額額の総額の合計額に12を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金
額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の4月1日における当該地方公
共団体の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準
報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地
方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した職
員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額及び当該地共済組合の組合役職員又は全国市町村職
員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額額の総額の合計額に12を乗じて得
た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。

I 地方公共団体の職員である組合員に係る厚生年金保険給付追加費用率を乗じて得た金額とし、一元化法附則第75条の2第1項
に定める地方の組合の経過的長期給付に係る負担すべき金額については、当該年度の4月1日における当該地方公共団体の職員、
当該地共済組合の組合役職員又は全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員
の標準報酬月額額の総額に12を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率

算式

$$\text{厚生年金保険給付等追加費用率} = A1 \times B \times C \times D$$

$$\text{経過的長期給付追加費用率} = A2 \times B \times C \times D$$

算式の符号

A1 当該地方公共団体の職員である組合員に係る地共済組合の区分(公立学校共済組合にあつては、小学校、中学校又は盲学校、
聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部の市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に掲げる
職員(以下「義務教育職員」という。)又はその他教職員(以下「その他教職員」という。)の区分。以下同じ。)に
応ずる別表第1に掲げる率

[A2~C 略]

D 施行日の前日に適用されていた退職年金条例における年金条例職員期間への旧長期組合員期間の通算制度の有無により次
のA又はイに定める率

[A 略]

イ 通算制度がある場合 当該通算されるべき旧長期組合員期間を計算するときの減算率(退隠料の額を減額することとされて
いる場合にあつては、減額率とする。)及び当該通算の対象となる給付の種類に応ずる別表第5に掲げる率

(注)

[(1)~(2) 略]

(3) 一の地共済組合に係る厚生年金保険給付追加費用率を乗じて得た金額とし、一元化法附則第75条の2第1項に定める
地方の組合の経過的長期給付に係る負担すべき金額については、当該年度の4月1日における当該地方公共団体の職員、
当該地共済組合の組合役職員又は全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の連合会役職員であ
る組合員の標準報酬月額額の総額に12を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を算定
する場合において、一の地方公共団体の職員である組合員については施行日の前日に適用されていた退職年金条例に規定す
る退隠料の支給条件が職員により異なるときは次に定めるところにより算定する。

[A~オ 略]

(4) この算式により厚生年金保険給付追加費用率を乗じて得た金額とし、一元化法附則第75条の2第1項に定める地方の
組合の経過的長期給付に係る負担すべき金額については、当該年度の4月1日における当該地方公共団体の職員、当該地
共済組合の組合役職員又は全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合
員の標準報酬月額額の総額に12を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を算定する場
合には、小数点以下4位まで計算し、小数点以下4位未満の端数は切り上げる。

[(5) 略]

主要項目

平成30年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について

Ⅱ 組合役職員等である組合員に係る厚生年金保険給付追加費用率を乗じて得た金額とし、一元化法附則第 75 条の 2 第 1 項に定める地方の組合の経過的長期給付に係る負担すべき金額については、当該年度の 4 月 1 日における当該地方公共団体の職員、当該地共済組合の組合役職員又は全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額に 12 を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率の算式

$$\text{厚生年金保険給付追加費用率} = A1 \times 1.000$$

$$\text{経過的長期給付追加費用率} = A2 \times 1.000$$

A1 組合役職員又は連合会役職員（法第 141 条第 2 項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員に係る地共済組合の区分に応ずる別表第 1 に掲げる率（公立学校共済組合の組合役職員である組合員については、その他教職員の率。以下同じ。）

A2 組合役職員又は連合会役職員（法第 141 条第 2 項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員に係る地共済組合の区分に応ずる別表第 2 に掲げる率

別表第 1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{40.5}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{50.5}{1000}$
	その他教職員	$\frac{29.0}{1000}$
警察共済組合	$\frac{23.8}{1000}$	
東京都職員共済組合	$\frac{29.8}{1000}$	
指定都市職員共済組合		
市町村職員共済組合	$\frac{20.3}{1000}$	
都市職員共済組合		

別表第 2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{6.2}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{7.0}{1000}$
	その他教職員	$\frac{3.4}{1000}$
警察共済組合	$\frac{6.1}{1000}$	
東京都職員共済組合	$\frac{7.0}{1000}$	
指定都市職員共済組合		
市町村職員共済組合	$\frac{0.8}{1000}$	
都市職員共済組合		

別表第 3～別表第 5 [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

改正後

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和 37 年法律第 153 号。以下「施行法」という。）第 3 条の 5 並びに第 96 条第 1 項及び第 2 項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「一元化法」という。）附則第 75 条第 1 号の規定により、平成 30 年度以後の各年度における追加費用として、地方公共団体、地方公務員共済組合（以下「地共済組合」という。）、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、一元化法附則第 75 条の 2 第 1 項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の 4 月 1 日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額（地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）第 43 条第 1 項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（法第 3 条第 4 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が 2 以上である場合にあっては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（法第 141 条の 2 に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が 2 以上

主要項目

平成 30 年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について

である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。)、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人(法第141条の3に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員である組合員の標準報酬月額額の総額(当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が2以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。)及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人(法第141条の4に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員である組合員の標準報酬月額額の総額(当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が2以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。)の合計額に12を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地共済組合が負担すべき金額については、当該年度の4月1日における当該地共済組合の組合役職員(法第141条第1項に規定する組合役職員をいう。以下同じ。)である組合員の標準報酬月額額の総額に12を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の4月1日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員(法第141条第2項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。)である組合員の標準報酬月額額の総額に12を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の4月1日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員(法第141条第2項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。)である組合員の標準報酬月額額の総額に12を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の4月1日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額の合計額に12を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地共済組合が負担すべき金額は、当該年度の4月1日における当該地共済組合の組合役職員である組合員の標準報酬月額額の総額に12を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の4月1日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額額の総額に12を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の4月1日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額額の総額の合計額に12を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。

I 地方公共団体の職員である組合員に係る追加費用率

算式

$$\text{厚生年金保険給付等追加費用率} = A1 \times B \times C \times D$$

$$\text{経過的長期給付追加費用率} = A2 \times B \times C \times D$$

算式の符号

A1 当該地方公共団体の職員である組合員に係る地共済組合の区分(公立学校共済組合にあつては、義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)第2条に規定する義務教育諸学校の市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に掲げる職員(以下「義務教育職員」という。)又はその他教職員(以下「その他教職員」という。)の区分。以下同じ。)に应ずる別表第1に掲げる率

[A2~C 略]

D 施行日の前日に適用されていた退職年金条例における年金条例職員期間への旧長期組合員期間の通算制度の有無により次のア又はイに定める率

[ア 略]

イ 通算制度がある場合 当該通算されるべき旧長期組合員期間を計算するときの減算率（退隠料の額を減額することとされている場合にあつては、減額率とする。）及び当該通算の対象となる給付の種類に応ずる別表第5に掲げる率

(注)

[(1) ~ (2) 略]

(3) 一の地共済組合に係る追加費用率を算定する場合において、一の地方公共団体の職員である組合員については施行日の前日に適用されていた退職年金条例に規定する退隠料の支給条件が職員により異なるときは、次に定めるところにより算定する。

[ア~オ 略]

(4) この算式により追加費用率を算定する場合には、小数点以下4位まで計算し、小数点以下4位未満の端数は切り上げる。

[(5) 略]

II 組合役職員等である組合員に係る追加費用率

算式

$$\text{厚生年金保険給付等追加費用率} = A1 \times 1.000$$

$$\text{経過的長期給付追加費用率} = A2 \times 1.000$$

算式の符号

A1 組合役職員又は連合会役職員である組合員に係る地共済組合の区分に応ずる別表第1に掲げる率（公立学校共済組合の組合役職員である組合員については、その他教職員の率。以下同じ。）

A2 組合役職員又は連合会役職員である組合員に係る地共済組合の区分に応ずる別表第2に掲げる率

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{32.7}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{45.5}{1000}$
	その他教職員	$\frac{27.6}{1000}$
警察共済組合	$\frac{17.6}{1000}$	
東京都職員共済組合	$\frac{19.5}{1000}$	
指定都市職員共済組合		
市町村職員共済組合	$\frac{17.8}{1000}$	
都市職員共済組合		

別表第2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{3.7}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{5.4}{1000}$
	その他教職員	$\frac{3.3}{1000}$
警察共済組合	$\frac{2.0}{1000}$	
東京都職員共済組合	$\frac{2.0}{1000}$	
指定都市職員共済組合		
市町村職員共済組合	$\frac{1.9}{1000}$	
都市職員共済組合		

別表第3~別表第5 [略]

備考 表中の[]の記載は注記である。

○ 総務省告示第 128 号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）附則第 75 条の規定に基づき、平成 28 年総務省告示第 127 号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 3 月 30 日 総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和 37 年法律第 153 号）第 93 条第 2 項（同項に規定する施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第 3 項並びに同法第 97 条において準用する同法第 96 条第 1 項及び第 2 項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「一元化法」という。）附則第 75 条第 1 号の規定により、平成 29 年度以後の各年度における追加費用として、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体が負担すべき金額は、一元化法附則第 75 条の 2 第 1 項に規定する地方の組合の経過の長期給付（以下「地方の組合の経過の長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の 4 月 1 日における当該団体の法第 144 条の 3 第 3 項に規定する団体組合員の標準報酬月額（法第 43 条第 1 項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額に 12 を乗じて得た額に 1000 分の 6.9 を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過の長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の 4 月 1 日における当該団体の法第 144 条の 3 第 3 項に規定する団体組合員の標準報酬月額（法第 43 条第 1 項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額に 12 を乗じて得た額に 1000 分の 0 を乗じて得た金額とすることとし、地方職員共済組合が負担すべき金額は、地方の組合の経過の長期給付に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の 4 月 1 日における地方職員共済組合の団体組合員（法第 144 条の 19 の規定によりみなして適用する法第 144 条の 3 第 3 項に規定する団体組合員をいう。以下同じ。）の標準報酬月額の総額に 12 を乗じて得た額に 1000 分の 6.9 を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過の長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の 4 月 1 日における地方職員共済組合の団体組合員の標準報酬月額の総額に 12 を乗じて得た額に 1000 分の 0 を乗じて得た金額とすることとする。

改正後

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和 37 年法律第 153 号）第 93 条第 2 項（同項に規定する施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第 3 項並びに同法第 97 条において準用する同法第 96 条第 1 項及び第 2 項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「一元化法」という。）附則第 75 条第 1 号の規定により、平成 30 年度以後の各年度における追加費用として、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体が負担すべき金額は、一元化法附則第 75 条の 2 第 1 項に規定する地方の組合の経過の長期給付（以下「地方の組合の経過の長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の 4 月 1 日における当該団体の法第 144 条の 3 第 3 項に規定する団体組合員の標準報酬月額（法第 43 条第 1 項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額に 12 を乗じて得た額に 1000 分の 12.5 を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過の長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の 4 月 1 日における当該団体の法第 144 条の 3 第 3 項に規定する団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に 1000 分の 1.6 を乗じて得た金額とすることとし、地方職員共済組合が負担すべき金額は、地方の組合の経過の長期給付に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の 4 月 1 日における地方職員共済組合の団体組合員（法第 144 条の 19 の規定によりみなして適用する法第 144 条の 3 第 3 項に規定する団体組合員をいう。以下同じ。）の標準報酬月額の総額に 12 を乗じて得た額に 1000 分の 12.5 を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過の長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の 4 月 1 日における地方職員共済組合の団体組合員の標準報酬月額の総額に 12 を乗じて得た額に 1000 分の 1.6 を乗じて得た金額とすることとする。

○ 総務省告示第 129 号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 29 条の 2 第 2 項及び第 41 条第 4 項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和 61 年政令第 58 号）第 83 条の規定に基づき、平成 27 年総務省告示第 342 号（地方公務員等共済組合法第 113 条第 4 項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 3 月 30 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 113 条第 4 項第 2 号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）附則第 33 条第 1 項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 75 条第 4 号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 29 条の 2 第 1 項第 1 号イからへまでに規定する第 3 号厚生年金被保険者及び同項第 2 号に規定する第 3 号厚生年金被保険者並びに同令第 41 条第 1 項第 1 号に規定する組合の組合役職員である第 3 号厚生年金被保険者、同項第 2 号に規定する構成組合の組合役職員である第 3 号厚生年金被保険者及び同条第 2 項に規定する連合会役職員のうち第 3 号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が平成 28 年度以後の各月において負担すべき額は、各月における当該地方公共団体に係る同令第 29 条の 2 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる各総額の合計額に、1000 分の 37.7 を乗じて得た額とする。

改正後

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 113 条第 4 項第 2 号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）附則第 33 条第 1 項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 75 条第 4 号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 29 条の 2 第 1 項第 1 号イからへまでに規定する第 3 号厚生年金被保険者及び同項第 2 号に規定する第 3 号厚生年金被保険者並びに同令第 41 条第 1 項第 1 号に規定する組合の組合役職員である第 3 号厚生年金被保険者、同項第 2 号に規定する構成組合の組合役職員である第 3 号厚生年金被保険者及び同条第 2 項に規定する連合会役職員のうち第 3 号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が平成 30 年度以後の各月において負担すべき額は、各月における当該地方公共団体に係る同令第 29 条の 2 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる各総額の合計額に、1000 分の 39.0 を乗じて得た額とする。

○ 総務省告示第 130 号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 65 条第 3 項及び第 4 項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和 61 年政令第 58 号）第 82 条第 3 項及び第 83 条の規定に基づき、平成 27 年総務省告示第 343 号（地方公務員等共済組合法第 113 条第 4 項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 3 月 30 日 総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）第 113 条第 4 項第 2 号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）附則第 33 条第 1 項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 75 条第 4 号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 65 条第 2 項に規定する団体の職員である第 3 号厚生年金被保険者及び同令第 41 条第 1 項第 1 号に規定する組合の組合役職員である第 3 号厚生年金被保険者のうち法第 144 条の 19 の規定により団体職員とみなされた組合役職員である第 3 号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が平成 28 年度以後の各月において負担すべき額は、各月における同令第 65 条第 1 項の表の下欄に掲げる当該地方公共団体に係る同条第 2 項に規定する当該団体の職員である第 3 号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に 1000 分の 37.7 を乗じて得た額とする。

改正後

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）第 113 条第 4 項第 2 号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）附則第 33 条第 1 項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 75 条第 4 号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 65 条第 2 項に規定する団体の職員である第 3 号厚生年金被保険者及び同令第 41 条第 1 項第 1 号に規定する組合の組合役職員である第 3 号厚生年金被保険者のうち法第 144 条の 19 の規定により団体職員とみなされた組合役職員である第 3 号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が平成 30 年度以後の各月において負担すべき額は、各月における同令第 65 条第 1 項の表の下欄に掲げる当該地方公共団体に係る同条第 2 項に規定する当該団体の職員である第 3 号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に 1000 分の 39.0 を乗じて得た額とする。

地方公務員等共済組合法施行令及び平成29年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令等の施行について

【総務省】

ご紹介

総務省は、自治行政局長名で「地方公務員等共済組合法施行令及び平成29年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」（平成30年3月30日付け総行福第114号）を各共済組合等あてに通知しました。

以下その内容を掲載します。

地方公務員等共済組合法施行令及び平成29年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第118号）が本日公布され、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「地共済令」という。）及び平成29年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成28年政令第132号）が改正されました。

さらに、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成30年総務省令第23号）が本日公布され、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年総務省令第52号）が改正されました。

ついては、このたびの改正概要は下記のとおりですので、その施行に遺漏のないよう願います。

記

地方公務員等共済組合法施行令及び平成29年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令について

第1 地方公務員等共済組合法施行令の一部改正関係（第1条関係）

地共済令について、地方公務員共済組合等における厚生年金保険給付組合積立金等資金等の運用方法を追加する等所要の規定の整備が行われたこと。

第2 給料年額改定率の改定（第2条関係）

平成30年度における昭和61年3月31日以前に給付事由の生じた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地共済法」という。）による年金の裁定替え（旧地共済法による年金に係る昭和61年4月以後の年金額の改定をいう。）におけるいわゆる通年方式による給料比例部分の額の算定基礎となっている給料年額に乗ずることとされる給料年額改定率は、受給権者の生年月日の区分に応じ、次の表に掲げる率とされたこと。

受給権者の区分	給料年額改定率	受給権者の区分	給料年額改定率
昭和5年4月1日前に生まれた者	1.220	昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までに生まれた者	1.268
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までに生まれた者	1.230	昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までに生まれた者	1.278
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までに生まれた者	1.256	昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までに生まれた者	1.289
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までに生まれた者	1.262	昭和13年4月2日以降に生まれた者	1.290
昭和8年4月2日から昭和10年4月1日までに生まれた者	1.262		

主要項目

地方公務員等共済組合法施行令及び平成29年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令等の施行について

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令について

第3 地方議会議員年金制度に係る地方公共団体の負担等に関する事項

共済給付金の給付に要する費用は地方公共団体が負担することとされ、平成30年度の負担金の算定方法及び支払方法については、以下のとおりとされたこと。

(1) 給付費負担金の算定方法

① 都道府県

平成30年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額総額に12を乗じて得た金額に20.4/100を乗じて得た金額

② 市区町村

平成30年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額総額に12を乗じて得た金額に38.2/100を乗じて得た金額

(2) 給付費負担金の支払方法

第1回目	給付費負担金の10分の5に相当する金額	平成30年5月
第2回目	給付費負担金の10分の2に相当する金額	平成30年8月
第3回目	給付費負担金の10分の2に相当する金額	平成30年11月
第4回目	給付費負担金から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	平成31年2月

*支払日の期限は各月の20日とする。

その他の事項について

第4 その他

追加費用対象期間を有する者に係る年金額について、平成30年度における控除調整下限額は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号)第54条及び第122条の規定により昭和13年4月1日以前に生まれた者については2,336,900円とされ、同月2日以後に生まれた者については2,332,200円とされたこと。

◆ 施行期日

平成30年4月1日から施行することとされたこと。ただし、第1の事項の一部は、平成27年10月1日から適用することとされたこと。

厚生年金制度等の日誌

厚生年金制度に関連した法律等の改正状況

年月日	事項
H30.3.2	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(内閣府令・総務省令・文部科学省令第1号)
H30.3.28	公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第73号)
H30.3.30	国民年金法施行令等の一部を改正する政令(政令第115号)
	恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令(政令第116号)
	地方公務員等共済組合法施行令及び平成29年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令(政令第118号)
	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件(総務省告示第127号)
	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件(総務省告示第128号)
	地方公務員等共済組合法第113条第4項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件(総務省告示第129号)
	地方公務員等共済組合法第113条第4項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件(総務省告示第130号)

公的年金制度に関連した会議等の開催状況

年月日	事項
H30.3.16	社会保障審議会年金数理部会(第77回)
H30.4.4	社会保障審議会年金部会(第1回)

業務等の状況

会議開催状況

3月9日

平成29年度 年金制度説明会

- 場所 東京グリーンパレス
- 内容 各共済組合の年金担当者を対象に、年金制度等に関する知識及び理解を深めることを目的として開催しました。当日は、総務省自治行政局公務員部福利課から「地方公務員年金制度に関する動向について」と題してご講演をいただきました。

また、年金業務部から「年金払い退職給付制度に係る年金財政状況(平成28年度末)」、「組合員等現況調査について」及び「マイナンバー制度における情報連携について」と題してそれぞれ説明を行いました。

3月14日

第123回 役員会

- 場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室
- 議事 平成30年度事業計画及び予算(案)について、事務局から説明を行い、3月26日の第125回運営審議会に提出する旨決定されました。

3月26日

第125回 運営審議会

- 場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室
- 議事 平成30年度事業計画及び予算(案)について、事務局から説明を行い、審議の結果、承認されました。

会議開催予定

6月20日

第124回 役員会

- 場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室
- 議事 平成29年度決算(案)

6月26日

第126回 運営審議会

- 場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室
- 議事 平成29年度決算(案)

連合会

「※当該項目は、ホームページではご覧になれません。」

連合会

「※当該項目は、ホームページではご覧になれません。」

総務省

「※当該項目は、ホームページではご覧になれません。」

各共済組合

「※当該項目は、ホームページではご覧になれません。」

宿泊

施設の紹介

鹿児島県市町村職員
共済組合

マリンパレスかごしま

目の前に広がる波穏やかな錦江湾と雄大な桜島を眺めながら、安らぎの時間をお過ごし頂けます。クオリティーの高い充実した設備と「おもてなしの心」で旅の思い出作りをお手伝いいたします。安らぎに満ちたご宿泊をどうぞ。



特別室(和洋室)



ホテル外観(全客室オーシャンビュー)



和室



洋室



マリンホール



風呂(8Fパノラマ温泉)

1名料金

- ◆シングル 1室1名様 **¥7,872** (サービス料・消費税込)
- ◆ツイン 1室2名様 **¥7,278** (サービス料・消費税込)
- ◆和室 1室4名様 **¥6,684** (サービス料・消費税込)

※上記料金は1名様1泊朝食付の料金となります(サービス料・消費税込)



会席料理一例

Access



〒890-8527 鹿児島市与次郎二丁目8番8号

TEL **099-253-8822**

ホームページ <http://www.maripala.com>

Email yoyaku@maripala.com



篤姫像



黒豚しゃぶしゃぶ



維新ふるさと館



シティービュー



新幹線と桜島



さつま揚げ



黒ちよかと焼酎



異人館



西郷隆盛像



仙巖園と桜島



シロクマ



かるかん



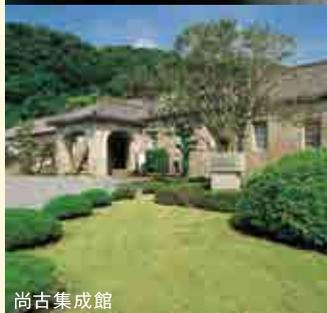
サマーナイト花火大会



島津斉彬像



大久保利通像



尚古集成館



叫びの肖像

写真協力:公益社団法人鹿児島県観光連盟

かごしま 明治維新博
 150th Anniversary
 ©鹿児島県

平成30年の明治維新150周年に向けて、鹿児島県の魅力を広く県内外に発信するための各種イベントやプロモーションなどの取組を「かごしま明治維新博」と銘打って、官民一体となってオール鹿児島で展開していきます。

かごしま明治維新博 検索

地方職員共済組合 <http://www.chikyosai.or.jp/>

公立学校共済組合 <https://www.kouritu.or.jp/>

警察共済組合 <http://www.keikyo.jp/>

東京都職員共済組合 <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>

全国市町村職員共済組合連合会 <https://ssl.shichousonren.or.jp/>

指定都市職員共済組合／市町村職員共済組合／都市職員共済組合

連合会だより・第202号

平成30年5月発行

編集・発行 地方公務員共済組合連合会 総務部 企画課

〒107-0052 東京都港区赤坂8-5-26

TEL 03(3470)9711(代)

表紙の写真

薩摩切子

(写真協力:公益社団法人鹿児島県観光連盟)



第11代薩摩藩主島津斉彬によって集成館事業の一環とされ、大名への贈り物や篤姫の嫁入りの品ともなった。

幕末維新の薩英戦争から西南戦争等の動乱もあって明治初頭で一旦その技術は途絶えたが、昭和60年代以降に復刻され、古い薩摩切子の復元・復刻物から新たなデザインや色の創作品も生産・販売されている。

鹿児島県市町村職員共済組合